資格取得支援規程

〇制　定（令和３年１１月１６日理事会）
〇第１回一部改正（令和６年１０月２２日　理事会）
〇第２回一部改正（令和６年１２月２７日　理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会　資格取得支援規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会（以下「法人」という。）の資格取得支援に関し必要な事項を定めることにより、法人職員の育成および職務上必要な能力の向上を図り、もって法人が運営する施設の利用者へのサービス向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「資格取得支援制度」とは、第３条に定める資格について、取得および更新等にかかる費用（以下「取得費用等」という。）に対し、法人が助成する制度をいう。

（支援対象資格）

第３条　資格取得支援制度（以下「本制度」という。）の対象資格は、法人が取得を奨励し、それにより能力向上やサービスの向上が期待できるものとして法人が認定した資格であって、別表に定めるものとする。

（助成対象者の要件）

第４条　本制度を受けることのできる者は、次の要件のすべてを満たした上で、理事長が認めた者とする。

（１）法人常用職員就業規則または有期契約職員就業規則に規定する者

（２）法人での就業経験が６か月以上で、資格取得後も継続して従事することができると見込まれる者

（３）勤務成績、業務能率が良好で、前年度の人事評価規程において業績評価の段階がＢ評価以上の者

２　前項の規定にかかわらず、要件を満たしていない者であっても、理事長が特に認めた場合は、本制度の対象とすることができる。

（取得費用等の助成に関する取り扱い）

第５条　対象資格の取得費用等に関する助成の取り扱いは、別紙のとおりとする。

２　法人が資格取得を命じた場合は、費用の全額を法人の負担とするとともに、資格取得に要した時間や日数は出勤取り扱いとする。ただし、勤務中、資格取得のための論文・報告書等の作成は、認めないものとする。

（助成の申請）

第６条　本制度の適用を受けようとする者は、資格取得費用等助成申請書（様式第１号）に必要事項を記入の上、資格取得等に要する費用を明らかにした書類を添付し、理事長に申請しなければならない。

（助成の決定）

第７条　理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成額を決定し、資格取得費用等助成決定通知書（様式第２号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第８条　前条の規定により助成の決定を受けた者であって、当該決定に係る資格取得等に必要な試験や研修等を実施した場合は、実施結果を報告するとともに、次の書類を添付して、資格取得費用等助成金請求書（様式第３号）を理事長に提出しなければならない。

（１）取得した資格の資格証等の写し

（２）資格取得等に要した費用（受験料・研修費用・テキスト代等）を示す領収書等の書類

２　前項に定める助成金は、当該決定に係る資格取得等に必要な試験や研修等の実施後、６か月以内に請求しなければならないものとする。

（助成金の支払い）

第９条　理事長は、前条の請求書を受理し、その内容が適当と認めたときは、速やかに助成金を支払うものとする。ただし、理事長が特に認めた場合は、第７条の規定による助成決定後、遅滞なく助成金を支払うことができるものとする。

（重複申請の禁止）

第１０条　本制度の助成を受けるにあたり、本制度と類似する他の助成制度との重複申請はできないものとする。ただし、他の制度を利用して助成等を受ける際の助成額が別表の助成対象範囲とする金額に満たない場合は、その差額を申請することができる。

（助成決定の取り消し等）

第１１条　理事長は、本制度に基づく助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を取り消し、または返還させることができる。

（１）偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（２）資格取得研修終了後、３年以内に退職したとき

（３）研修等の受講が取得要件の資格があって、本制度を活用して資格取得のための研修等を受講したものの、研修を最後まで終了できず、資格が取得できなかったとき

（４）助成決定後または助成金の交付後、助成申請をした者が当該申請を取り下げたとき

（５）第７条の介護福祉士実務者研修の費用助成を受けたにもかかわらず、介護福祉士の資格を取得ができなかったとき

　ただし、引き続き２回目の受験の意思がある者で１年間に限りその返還を延期することができる。

（６）その他助成することが不適当と認められるような事案があったとき

~~（その他）~~

~~第１２条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。~~

附則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和６年１０月２２日から施行する。

附則

この規程は、令和６年１２月２７日から施行する。

別表（第３条、第５条、第８条、第１０条関係）

取得を支援する資格の取り扱いについて

資格名	対象職員	助成対象範囲		勤務取扱	旅費
		内容	助成金額		
介護福祉士	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い（試験）	個人負担
		登録費用	全額		
		自主学習図書	実費（上限１万円）		
実務者研修	取得を希望する者	研修費用	全額	職務免除	個人負担
		自主学習図書	実費（上限１万円）		
介護職員初任者研修	取得を希望する者	研修費用	全額	職務免除	個人負担
		自主学習図書	実費（上限１万円）		
社会福祉士	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い（試験）	個人負担
		登録費用	全額		
		自主学習図書	実費（上限１万円）		
介護支援専門員	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い（試験・講習）	個人負担
		実務研修費用	全額		
		自主学習図書	実費（上限１万円）		
介護支援専門員更新研修	取得を希望する者	更新費用	全額	職務免除	個人負担
精神保健福祉士	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い（試験）	個人負担
		登録費用	全額		
		自主学習図書	実費（上限１万円）		
保育士	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い（試験）	個人負担
		登録費用	全額		
		自主学習図書	実費（上限１万円）		
事務職： 社会福祉会計簿記 MOS 検定 IT パスポート	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い（試験･講習）	個人負担
		登録費用	全額		
		講習・テキスト料	実費（上限１万円）		

様式１号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

資格取得費用等助成申請書

社会福祉法人大川市福祉会
理事長　　様

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職種・役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、社会福祉法人大川市福祉会資格取得支援規程第６条の規定による支援を受けたいので、以下のとおり申請します。

取得資格等の名称	
試験日	年　　月　　日
研修期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
研修機関	
資格取得予定日	年　　月
所要費用	
備考	

※１「試験日」は、資格取得のための試験を受ける場合に記載
※２「研修期間」は、資格取得のために研修や講習を受ける場合に記載
※３「研修機関」は、資格取得のために研修や講習を主催する機関名を記載

添付書類
資格取得等に要する費用を明らかにした書類

様式２号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

資格取得費用等助成決定通知書

様

社会福祉法人大川市福祉会
理事長

社会福祉法人大川市福祉会資格取得支援規程第７条の規定により、助成を決定したので、通知します。

資格等の名称	
試験日	年　　月　　日
研修期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
研修機関	
資格取得予定日	年　　月
助成金額	
備考	

様式３号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

資格取得費用等助成金請求書

社会福祉法人大川市福祉会
理事長　　様

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職種・役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、社会福祉法人大川市福祉会資格取得支援規程第８条の規定に基づき、以下のとおり助成金を請求します。

資格等の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資格取得等に要した費用：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

添付書類
①取得した資格の資格証等の写し
②資格取得等に要した費用（受験料・研修費用・テキスト代等）を示す領収書等の書類